

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	後期高齢者医療保険事務(保険料徴収事務を除く)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、後期高齢者医療保険事務(保険料徴収事務を除く)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療保険事務(保険料徴収事務を除く)では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年9月18日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務(保険料徴収事務を除く)
②事務の概要	<p>【概要】後期高齢者医療制度に関する事務(保険料徴収事務を除く) 中央区では、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれに基づく条例により、東京都高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」と言う。)が保険者となって運営する後期高齢者医療の資格管理、給付、保険料の賦課徴収事務のうち、市町村が行うとされた事務を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第一の59項により個人番号を利用することができるのは、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>・後期高齢者医療保険資格関係事務(資格取得・喪失) →① 後期高齢者医療の資格に関する届出(資格の取得、喪失、住所変更等)の受付を行い、広域連合に必要な情報を提供する。 ② 以下のとおり、被保険者に対する資格確認書等の交付(更新・再交付を含む)を行う。 マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせを交付する。 マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、資格確認書を交付する。 なお、被保険者からマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。)に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、オンライン資格確認システム医療保険者向け中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。</p> <p>③ 一部負担金の割合判定に必要な所得・課税情報の入手及び基準収入額適用申請を受理し、広域連合に提供する。</p> <p>・後期高齢者医療保険賦課事務 →① 保険料賦課決定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ② 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ③ 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ④ 後期高齢者医療保険料の減免申請の受付を行い、広域連合に申請書を送付する。</p> <p>・高額療養費 →高額療養費の申請書の受理、審査及び後期高齢者医療システムへの入力を行う。 ・高額介護合算療養費 →高額介護合算療養費の申請書の受理、審査及び後期高齢者医療システムへの入力を行う。 ・食事代差額 →食事代差額の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・生活療養費 →生活療養費の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・特別療養給付 →①特別療養費の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ②特別療養費の診療報酬明細書審査。 ・移送費 →移送費の申請書の受理及び審査機関への送付を行う。 ・給付調整事務 →診療報酬明細書の過誤返戻、介護保険との調整。 ・高額介護合算療養費の自己負担額証明書の交付 →高額介護合算療養費の自己負担額証明書の申請受付、証明書の交付を行う。 ・療養費 →療養費の申請書の受理、審査及び給付システムへの入力、支給を行う。 ・特別療養費 →特別療養費の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・特定疾病療養受療証 →特定疾病療養受療証の交付申請の受理、交付(再発行含む)を行う。 ・高額介護合算療養費 →高額介護合算療養費の申請書の受理、審査及び後期高齢者医療システムへの入力を行う。 ・高額療養費 →高額療養費の申請書の受理、審査及び後期高齢者医療システムへの入力を行う。 ・限度額認定証の交付 →限度額認定証の申請書の受理、審査及び証の発行。 ・限度額認定証の更新 →限度額認定証の発送。 ・一部負担金 →①一部負担金の減額及び免除に係る申請書の受理、審査。 ②後期高齢者医療システムへの入力及び証明書の発行。 ・移送費 →移送費の申請書の受理及び審査機関への送付を行う。 ・特定疾病受療証 →特定疾病療養受療証の交付申請の受理、交付(再発行含む)を行う。 ・療養費 受付 →療養費の申請書受理及び審査機関への送付を行う。 ・食事療養費の減額 →食事療養費の申請書の受理及び審査機関への送付を行う。 ・生活療養費の減額 →生活療養費の申請書の受理及び審査機関への送付を行う。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム 東京都後期高齢者医療広域連合システム

2. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢者医療保険被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条及び別表85の項 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番5 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第6条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) 【照会】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115、116 【提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、164、165、166、173
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる



IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月2日	I-1-②		・葬祭費 受付(独自利用を含む) →葬祭費の申請書の受理、審査、支給	事後	
平成28年12月2日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番59 番号法別表第一主務省令 46条	番号法第9条第1項 別表第一 項番59 番号法別表第一主務省令 47条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番4 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条	事後	
平成28年12月2日	II-1	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年12月2日	II-2	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年4月1日	I-5	保険年金課長 鈴木 和則	保険年金課長 倉本伊知郎	事後	
平成29年4月1日	II-1	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	II-2	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
令和2年4月1日	II-1	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月1日	II-2	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年4月1日	I-4②	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番80、82 【提供】 項番1、2、3、12、15、17、22、26、42、43、62、78、80、82、87、93、97、109	番号法第19条第8号 別表第二 【提供】 項番1、2、3、12、15、17、22、26、42、43、62、78、80、82、87、93、97、109	事後	
令和3年4月1日	II-1	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	II-2	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年4月1日	II-1	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	II-2	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年4月1日	II-1	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	Ⅱ-2	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年9月18日	Ⅱ-1	令和5年4月1日	令和6年4月10日	事後	
令和6年9月18日	Ⅱ-2	令和5年4月1日	令和6年4月10日	事後	
令和6年12月2日	I-1②	② 被保険者に対する被保険者証の交付(更新・再交付を含む)、返還の受付を行う。	② 以下のとおり、被保険者に対する資格確認書等の交付(更新・再交付を含む)を行う。 マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせを交付する。 マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、資格確認書を交付する。 なお、被保険者からマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。)に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、オンライン資格確認システム医療保険者向け中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。	事前	
令和6年9月18日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番59 番号法別表第一主務省令 46条	番号法 第9条及び別表85の項	事後	
令和6年9月18日	I-4②	番号法第19条第8号 別表第二 【提供】 項番1、2、3、12、15、17、22、26、42、43、62、78、80、82、87、93、97、109	番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) 【照会】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115、116 【提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、164、165、166、173	事後	